

実施方針に関する質問及び回答 京都市立小中学校耐震化PFI事業

NO.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	
1	実施方針及び図面等資料	1	第1	1	(2)		事業に供される公共施設の種類(太秦小学校体育館及び近衛中学校屋内運動場)	太秦小学校台帳に昭和43年5月建築の体育館がありますが、今回の補強工事に該当しないと考えてよろしいですか。また、近衛中学校台帳に昭和45年8月建築の屋内運動場がありますが、Is値0.78と記載されていますので、今回の補強工事に該当しないと考えてよろしいでしょうか。故に、校舎16棟と体育館1棟が耐震補強業務の対象と考えるとよろしいでしょうか。又、定期調査等業務の対象となる建築物も17棟と考えるとよろしいでしょうか。	太秦小学校の屋内運動場と近衛中学校の屋内運動場は、耐震補強業務の対象には該当しません。耐震補強業務と定期調査等業務の対象は次のとおりです。 1.耐震補強業務 (1)太秦小学校:①-1~5棟, ③-1~3棟 (2)鏡山小学校:①-1~5棟, ③-1~3棟, ⑩棟, ⑪棟 (3)旭丘中学校:③棟, ④-1~5棟, ⑥棟, ⑪, ⑫, ⑬棟, 21棟(屋内運動場) (4)近衛中学校:①-1~2棟, ⑧-1~2棟 2.定期調査等業務 耐震補強業務の対象建物に限らず、事業対象校敷地内に存在する延床面積100㎡以上の全ての建築物(設備等含む。)	
2	実施方針及び図面等資料	2	第1	1	(6)	ア	(ア) (イ) (ウ)	耐震補強業務	図面等資料で貸与していただいている耐震診断報告書は20棟です。その内の17棟が補強が必要な建築物となっております。したがって、17棟のみ判定取得を必要とする建築物と考えています。よろしいでしょうか。	No.1の回答を御参照ください。
3	実施方針及び図面等資料	2	第1	1	(6)	ア	(ア) (イ) (ウ)	耐震補強業務	近衛中学校台帳に昭和45年8月建築の屋内運動場があり、Is値0.78と記載されています。この建築物の判定取得は不要と考えています。よろしいでしょうか。	No.1の回答を御参照ください。
4	実施方針	2	第1	1	(6)	ア・イ		事業範囲	事業範囲で挙げられているア耐震補強業務とイ定期調査等業務については耐震診断調査報告書に補強計画が出されている16棟と1体育館のみと考えてよろしいですか。御指示ください。	No.1の回答を御参照ください。
5	事業範囲	2	第1	1	(6)			耐震補強設計	前回診断時の図面データを配布もしくは貸与いただけますか。	実施方針説明会(4月3日)と入札説明会(5月21日予定)に貸与した以外の図面データ(CADデータ等)及び計算プログラム等は、市の委託を受けて業務を実施した事業者のノウハウであり、著作権にも関わるため、配布もしくは貸与する予定はありません。
6	事業範囲	2	第1	1	(6)			第三者機関の判定取得	判定会の指定がありますか。場合により府下以外での取得は可能でしょうか。	判定会等の指定はありません。京都府下以外の判定会等での取得も可能です。
7	実施方針	2	第1	1	(6)	ア	(ア) (イ) (ウ)	耐震補強業務	コンクリート強度採用値の問題や、既存図面と現況との照合も再調査が必要があると思われれます。又、近衛中学校を除き、耐震診断基準2001年改訂版で耐震診断が行われていないので、見直しを行わなければなりません。故に、全棟耐震診断を再度行う設計工程が必要と思われれます。そのような設計工程でよろしいでしょうか。	既存の耐震第二次診断結果の見直しの範囲等は、事業者の判断によることとなります。なお、市が実施方針説明会(4月3日)と入札説明会(5月21日予定)に貸与した耐震第二次診断報告書及び図面の内容を用いることを妨げるものではありません。ただし、その使用に当たっては、選定事業者による内容の確認義務があるとともに一切の責任は選定事業者が負うものとします。市は、図面等資料のうち、建物図面(配置図、平面図、伏図、軸組図、断面リスト)に重大な誤りがあることが判明した場合を除き、その使用に関して一切の責任を負いません。
8	実施方針	2	第1	1	(6)	ア	(イ)	耐震補強設計業務について	本事業における設計業務内容の詳細が公表される時期をお教えください。	平成21年5月15日に公表予定の入札説明書の別添資料「要求水準書」で提示します。
9	実施方針	3	第1	1	(6)	ア	(オ)	工事監理	工事監理にあたる者の人数は、2校で1名と考えるとよろしいでしょうか。	工事監理業務に当たる者については、1校につき1名の配置を義務付けるものではありません。工事監理者は、事業対象校の現場毎に配置することを求めますが、複数の工事現場を担任出来ることとする予定です。詳細は入札説明書の添付資料「要求水準書」等にて提示する予定です。
10	実施方針	3	第1	1	(6)	イ		定期調査等業務	これまでに行われている調査報告書の写し及び建築物の改修・修繕履歴資料の貸与をお願いします。	現時点では貸与する予定はありません。なお、入札説明書の別添資料「要求水準書」において、定期調査等業務の内容を明確化するため、定期調査等業務に係る報告書の様式を提示する予定です。
11	実施方針	3	第1	1	(6)	イ		定期調査等業務	定期調査及び定期点検を実施した結果、修繕が必要となった時の費用負担は京都市にあるものと考えてよろしいですか。	御理解のとおりで結構です。なお、修繕等の実施については本PFI事業の対象外とし、必要な修繕の内容や本市の予算状況等を勘案のうえ、別途契約で対応する予定です。

NO.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答
12	実施方針	3	第1	1	(6)	イ	定期調査等業務	建築基準法第12条に基づく建物の定期調査及び定期点検は3年に一度程度と考えてよろしいですか。	建築物については3年以内ごと、建築設備については1年以内ごととする予定です。詳細は、入札説明書の別添資料「要求水準書」で提示します。
13	実施方針	3	第1	1	(7)	イ	定期調査等業務	「定期調査等業務」とは今回耐震改修を行った部分のみでしょうかもしくは、4校の建物全て(設備等含めて)について行なうものでしょうか。	No.1の回答を御参照ください。
14	実施方針	3	第1	1	(7)	イ	(ア) (イ) 定期調査等業務	建築基準法第12条に基づく建築物の定期検査及び定期点検は、3年に一度と考えてよろしいでしょうか。	No.12の回答を御参照ください。
15	実施方針	4	第1	1	(8)		RO方式	対象棟の耐震業務を行った後に、本市に引渡して定期調査等業務を実施するとありますが、対象棟の所有権はもとも貴市にあるのではないのでしょうか。	御指摘のとおりです
16	実施方針	13	第2	3	(3)		耐震第二次診断報告書及び図面の貸与について	補強方法の検討を行うために、耐震第二次診断報告書の計算プログラムのデータをお借りすることは可能でしょうか。また、可能であればその時期はいつ頃でしょうか。	No.5の回答を御参照ください。
17	実施方針	13	第2	3	(3)	(3)	第三者機関の判定	「第三者機関の判定によりIs値等が小さくなり補強箇所が増加した場合の負担は市と判断して宜しいですか。	Is値の増減により補強箇所数が増加する場合も減少する場合もあります。そのどちらの場合についても、実施方針添付資料「リスク分担表」のNo.30のとおり、選定事業者の負担とする予定です。
18	実施方針	13	第2	3			耐震第二次診断報告書及び図面	左記の資料があるのに、PFI事業として再び同じ事から出発すれば、費用が重複して大きくなると思われませんが、どの様に理解すればよいでしょうか。	No.7の回答を御参照ください。
19	実施方針	17	第2	3	(5)		個別対話の実施	個別対話の実施の際には提案予定の工法や施工実績等の資料が必要でしょうか。	対話において、市が提出を求める資料はありません。なお、個別対話の際に、提案予定の工法や施工実績等の資料を提示することは可能ですが、市はその資料等は受領いたしません。
20	実施方針	20	第2	3	(18)		第二次審査について	第二次審査に提出する入札提案書類の詳細が公表される時期をお教えください。	平成21年5月15日の「入札公告及び入札説明書の公表」時に、入札説明書の添付資料「様式集」等で提示する予定です。
21	実施方針	20	第2	4	(1)	ウ	応募者の備えるべき参加資格要件	各現場に現場代理人及び監理技術者の設置は必要でしょうか。設計監理者はどのようにお考えでしょうか。	現場代理人と監理技術者は、事業対象校の工事現場毎に適切に配置することを求めますが、現場代理人と監理技術者の兼務を可能とする予定です。詳細は入札説明書の添付資料「要求水準書」等にて提示する予定です。なお、設計監理者(工事監理者)については、No.9の回答を御参照ください。
22	実施方針	21	第2	4	(1)	ウ	「協力企業」の意味	「ただし、耐震補強工事については、応募者自らが実施するものとし、協力企業に実施させることはみとめられません。」の「協力企業」の意味合いを具体例も含め、ご教示下さい。	協力企業とは、耐震第二次診断、耐震補強設計、耐震第二次診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の評定取得、定期調査等及び工事監理の各業務について、その全部又は主たる部分を一括して、応募者から受託し、又は請け負うことが可能な企業と定義しています。 通常の下請負契約(建設業法第22条等の関係法令に抵触しないものに限る。つまり、いわゆる一括下請負に該当しないものに限る。)に基づき、各業務の主たる部分ではない一部を応募者から受託、又は請け負う企業(以下「下請企業」といいます。)については、協力企業に該当しません。すなわち、下請企業については、協力企業として入札手続きに参加する必要はありません。 なお、応募者は、耐震補強工事を自ら実施しますが、各工程における通常の下請負契約(建設業法第22条等の関係法令に抵触しないものに限る。つまり、いわゆる一括下請負に該当しないものに限る。)を第三者と締結し、当該第三者に請け負わせて施工することは可能です。 また、工事監理業務については、その全部を協力企業に必ず委託、又は請け負わせることとしてください。
23	実施方針	21	第2	4	(1)	ウ	協力企業について	「協力企業」は耐震2次診断、耐震補強設計、耐震2次診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の評定取得、定期調査、工事監理業務に関し該当すると考えてよいでしょうか。	御理解のとおりで結構です。No.22の回答も御参照ください。

NO.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答
24	実施方針	21	第2	4	(1)	ウ	下請け企業は協力業者に含まれないのか	「協力企業」を応募者から受託し、又は請け負うことを予定している企業と定義してありますが、下請け企業との差異を説明いただけますでしょうか。	No.22の回答を御参照ください。
25	実施方針	21	第2	4	(1)	ウ	下請業者と協力業者の違いは	「応募者」が耐震専門業者や耐震メーカーを下請負業者とする場合、耐震専門業者や耐震メーカーは「協力企業」に該当しないのでしょうか。	御理解のとおりです。No.22の回答も御参照ください。
26	実施方針	21	第2	4	(1)	ウ	応募者自らが実施するという解釈	「応募者」自らが実施するものとするという事は耐震専門業者や耐震メーカーの下請負を認めないということでしょうか。	No.22の回答を御参照ください。
27	実施方針	21	第2	4	(1)	ウ	協力企業	協力企業の定義について具体的に説明願います。	No.22の回答を御参照ください。
28	実施方針	21	第2	4	(1)	ウ	耐震補強工事については、応募者自らが実施するものとし、協力企業に実施させることは認められません。	耐震補強工事について事業対象が4校とされており代表者(応募者)が1社で施工するよりも複数社(入札参加資格要件を満たしている)にて施工するほうが学校教育活動等への影響を出来るだけ低減しつつ早期かつ確実に実施出来るのではないのでしょうか。耐震補強工事を協力企業が実施することによるデメリットをお知らせ下さい。	No.22の回答を御参照ください。
29	実施方針	21	第2	4	(1)	ウ	応募者自らが実施するという解釈	耐震補強工事で複数の特殊工法を採用する場合、「応募者」自らの施工が困難になる可能性があります。いかがでしょうか。「自らが実施すること」とは施工管理にあたりと解釈してよいでしょうか。	「自らが施工すること」とは、「応募者が自ら総合的に企画、調整、及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体的確な施工を確保するための工程管理、下請負人に対する技術指導、監督等)を行うことと御理解ください。No.22の回答も御参照ください。
30	実施方針	21	第2	4	(1)	オ	下請負業者の参加資格	耐震メーカーであれば「協力企業」としてではなく、「下請負者」として複数の「応募者」に提案することは可能でしょうか。	御理解の通りです。 なお、適正な競争環境を確保する観点から、非落札者となった応募者及び協力企業は、落札者の下請企業(一次下請のみならずすべての下請)となることはできないこととします。
31	実施方針	22	第2	4	(2)	ア (オ)	耐震改修工事(耐震診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の判定に基づき施工したものに限る)の施工実績を有していること。	耐震診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の判定に基づき施工した事を証明する資料の提出は求められますか。又提出を求められる場合はどのようなものをお考えですか。	耐震診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の判定に基づき施工した事を証明する資料の提出は求めます。求める資料は、当該建築物が耐震第二次診断及び耐震補強設計に係る第三者機関の判定を取得していることを証する資料(第三者機関が発行した耐震診断等判定通知書など)と、当該建築物を施工したことを証する資料(当該建築物の耐震改修工事に係る工事請負契約書など)を予定しています。
32	実施方針	22	第2	4	(2)	ア (イ)	参加資格	参加表明書及び資格審査書類提出日と入札予定日を除く、両日の間の期間に指名停止を受けても、参加資格を喪失することはないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 ただし、所定の期日に指名停止の効力が継続する場合は、参加資格を喪失します。
33	実施方針	21～22	第2	4	(2)	ア (オ)	応募者の基本的参加資格要件	複数の企業による特定建設工事共同企業体は認められませんが、今回の工事は4現場あり工期及び品質管理の点から考えても1社で行うより共同企業体で対応するほうが工期短縮等も含めてよいと思いますが共同企業体は認められないのでしょうか。	共同企業体による工事は認められません。
34	実施方針	23	第2	4	(2)	イ (エ)	耐震補強の講習会	耐震診断の受講証明は何をもって行なえば宜しいですか。	講習会主催者が発行した受講修了証や修了証書をもって行ってください。
35	実施方針	23	第2	4	(2)	イ (ア)	診断設計関連の参加資格要件	京都市競争入札参加資格が必要でしょうか。	耐震第二次診断と耐震補強設計を協力企業が実施する場合は、当該協力企業は京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている必要はありません。
36	実施方針	22～24	第2	4	(2)	イ、ウ (ウ)	実績を有する1級建築士	同一業者、同一社員でよいでしょうか。	御理解のとおりで結構です。
37	実施方針	30	第3	3			100分の30	他の公共事業等の履行保証と重なるため、30%では応募者の負担が重くなり、市内業者の応募者数が少なくなると思われますが、低減の可能性はありますか。	変更する予定はありません。
38	実施方針	36	第6	3			金融機関(融資団)と市の直接協定	選定事業者が当該事業の建設工事を特定して、特定の金融機関から資金調達をしない場合に、貴市との直接協定の締結先はどこになるのでしょうか。	事業者の提案によります。 なお、御指摘の場合は、直接協定を締結する必要はないと考えます。
39	リスク分担表	2	No27				追加コンクリートコア抜	追加コア抜き調査は可能ですか。	事業開始後、選定事業者の責任と費用負担において実施することは妨げません。

NO.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答
40	リスク分担表	1 2	No33				工事費増加リスク	市が提供した耐震第二次診断報告書のうち、建物図面に重大な誤りがあったことに起因する工事費の増加は、市の負担となっておりますが、重大な誤りとはどのようなことでしょうか。市からの提供資料の誤りによる工事費の増加は、市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	市が提供した耐震第二次診断報告書のうち、建物図面に重大な誤りがあった場合は、当該誤り、乖離又は欠陥について、入札の実施までにおいて、選定事業者が合理的に要求される努力を尽くしても推測される場合には、工事費の増加費用のうち、合理的な費用を市が負担する考えです。
41	リスク分担表	2	No33				リスク分担表	市が提供した耐震第2次診断報告書の数値が診断データの入力漏れ・評価違い等により受注後の再診断で数値が変わり提案時より必要補強量が増加する場合がございます。その場合は市によるリスク分担の対象範囲と考えてよろしいでしょうか。	市が配布した図面等資料は参考資料であり、御指摘の事由に係るリスクは、選定事業者の負担となります。
42	耐震診断報告書 太秦小学校①-4号棟2階、 鏡山小学校①-4号棟1,3階、 近衛中学校⑧-1棟3階、 ⑧-2棟1~3階、 旭丘中学校④-4号棟2,3階	56	4	(3)			コンクリート圧縮強度調査結果 (10N/mm ² ~13.5N/mm ² について)	おのおのの階においてコンクリート強度が13.5N/mm ² 未満の試験結果が出ている建物があります。当該階毎に2本ずつ追加でコア抜き取りが必要と思われますが如何でしょうか。その結果、平均強度が13.5N/mm ² 未満と確認された場合、耐震診断基準では、コンクリート強度の最低値が13.5N/mm ² となっています。また、アウトフレーム等の特殊工法の技術評価書、性能技術証明においても13.5N/mm ² が最低値となっています。故に、低強度コンクリート構造についての判定受付機関も限られます。また、対応内容等未知教のところがあります。このあたりについてご教示ください。	コンクリートのコア抜き調査については、No.39の回答を御参照ください。第三者機関の判定については、No.6の回答を御参照ください。 なお、コンクリート圧縮強度が低いと考えられる棟の耐震補強業務に係る要求水準の現時点における考え方の一部は補足資料のとおりです。
43	京都市立近衛中学校 ⑧-2棟耐震診断報告書	56	4	(3)			コンクリート圧縮強度調査結果 (10N/mm ² 以下について)	近衛中学校の⑧-2棟においてコンクリート圧縮強度試験の結果が8.7N/mm ² になっています。この階で、あと2本の追加コア抜き取り試験をして平均値が9N/mm ² 以下となった場合、9N/mm ² 以下のものは判定委員会での受付が無理と聞いております。また、文部科学省においても10N/mm ² で区分されているようです。以上のような理由で、判定委員会での判定が得られないような場合は、判定取得不要と考えてよろしいでしょうか。また、本契約後このような時は、どのような取扱いになるのでしょうか。	判定取得業務を行ったがコンクリート圧縮強度が不足しているとの理由に基づき、選定事業者が合理的に要求される努力を尽くしても判定委員会での判定が得られなかった場合は、当該棟に係る判定は取得する必要はありませんが、選定事業者の耐震補強設計に基づき耐震補強工事を実施するものとします。その場合、当該棟においては判定を取得していないことから国庫補助金は得られませんが、選定事業者への支払条件等についての変更は行いません。
44	資料貸与						耐震補強結果	耐震補強の概略検討は計算図書に記載されているものが全てでしょうか。図面化されているものがあれば貸与は可能でしょうか。	耐震補強の概略検討は、実施方針の説明会の際に貸与したもので全てです。追加で貸与予定の資料は現時点ではありません。
45	図面等資料						耐震補強業務	設計工程から考えて、耐震診断を行う際には、編集可能な生データ(CADデータ)の貸与が不可欠と思われますが、CADデータは全棟について貸与していただけると考えてよろしいでしょうか。	CADデータを貸与する予定はありません。